

大磯町立学校に係る部活動の方針

平成31年3月

(令和6年8月改定)

大磯町教育委員会

1 「大磯町立学校に係る部活動の方針」改定の趣旨等	1
2 適切な運営を目指すために	1
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動に向けて	2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引きの普及・活用	
4 休養日等の設定について	3
5 多様な選択ができるスポーツ・文化芸術環境の整備	4
6 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備 (大磯式部活動)	4
7 学校単位での大会参加について	5
8 本方針の今後について	5

1 「大磯町立学校に係る部活動の方針」改定の趣旨等

部活動は、生徒が各種活動に取り組む契機や各分野の人材育成の場として、スポーツや文化、科学等の振興を大きく支えてきました。その在り方に関する様々な議論を踏まえ、平成 30 年に、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」また、文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下、「国の部活動ガイドライン」という。）が策定されました。これを受けて大磯町教育委員会では、平成 31 年に「大磯町立学校に係る部活動の方針」を策定しました。

そして令和 2 年に、スポーツ庁による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が策定され、休日の部活動の段階的な地域移行が示されました。

令和 4 年にスポーツ庁・文化庁は、部活動の地域移行に関する検討会議の提言が示されたことから、平成 30 年に策定した「国の部活動ガイドライン」を全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和 4 年 12 月に策定しました。また、神奈川県及び神奈川県教育委員会においても、令和 5 年に「神奈川県の学校部活動に関する方針【改定版】」を策定しました。

こうした国や県の動きを受け、大磯町では、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保と、学校の働き方改革の推進を目指していくこととしました。そのために、学校だけでなく地域全体で学校部活動を支えていく仕組みを「大磯式部活動」として、令和 6 年 5 月より実施いたしました。この仕組みによって、学校部活動の良さを生かしながら、休日の部活動の地域移行を段階的に進めています。

大磯町教育委員会は大磯式部活動の実施と国や県の新たな方針を受け、「大磯町立学校に係る部活動の方針」を改定することとしました。

2 適切な運営を目指すために

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「大磯町立学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」という。）を策定する。

各部活動の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月 of 活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、前記アの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等、地域に周知する工夫をしていく。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員だけでなく、外部指導者も含め、適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動の設置を目指す。

- イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、指導者の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築していく。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和２年文部科学省告示第１号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動に向けて

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部活動に携わる指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- 特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部活動に携わる指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 文化部活動に携わる指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- エ 部活動に携わる指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を

達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

部活動に携わる指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用して、2(1)に基づく指導を行う。

4 休養日等の設定について

- (1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究において示された休養日や活動時間も踏まえ、以下を基準とする。

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・休養日は、年間52週と考え、平日及び週末各52日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定する。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

- (2) 校長は、活動方針の策定に当たっては、前記(1)の基準を踏まえるとともに、「大磯町立学校に係る部活動の方針」に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、可能な限り公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 多様な選択ができるスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無・校種を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を、地域の文化スポーツ団体等と協力し、整備する。
- (2) 校長は、学校部活動において運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- (3) 校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

6 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備（大磯式部活動）

(1) 大磯式部活動について

- ア 大磯式部活動は学校の教育計画に基づいた学校部活動とし、学校は本方針を遵守しながら、合理的でかつ効率的・効果的な活動を目指す。
- イ 校長は指導者の選任にあたって、大磯町教育委員会や大磯式部活動で連携している総合文化スポーツクラブと十分協議し、学校教育活動に適切な人物を派遣できるようにすること。また、自校の中学校教員が派遣を希望する場合は、優先して派遣するようにすること。
- ウ 校長は、部活動顧問を決定する際は、自校の教員だけでなく、大磯式部活動に登録された地域の指導者を顧問とすることも視野に入れ、子どもたちの活動の充実と学校の働き方改革を踏まえた最適な顧問配置を考えること。

(2) 地域連携・地域移行に向けた環境整備

- ア 校長及び大磯町教育委員会は、大磯町関係各課と連携しながら、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- イ 校長及び大磯町教育委員会は、大磯町関係各課と連携しながら、地域の実情に応じ、学校種を超え、合同練習を実施するなどにより連携を深め、児童・生徒同士の切磋琢磨する機会や多様な交流の機会を設ける。
- ウ 校長及び大磯町教育委員会は、大磯町関係各課と連携しながら、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

エ 校長及び大磯町教育委員会は、大磯町関係各課と連携しながら、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒の興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

7 学校単位での大会参加について

校長は、学校部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担が過度にならないよう、参加する大会等を精査する。

8 本方針の今後について

本方針については、今後学校教育を取り巻く情勢や生徒のニーズ等を踏まえて、「大磯町立学校部活動等検討委員会」等での意見交換を定期的に行い、適宜見直しを図るものとする。